

第3期高砂市教育振興基本計画 (素案)

令和元年 11 月

高 砂 市

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨及び位置づけ	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	3
4. 教育大綱について	3
第 2 章 教育をめぐる現状	4
1. 社会的な背景と課題	4
2. 国・兵庫県の教育政策をめぐる動向	8
3. 第 2 期高砂市教育振興基本計画の総括	10
第 3 章 高砂の教育のめざす姿	18
1. 基本方針	18
2. めざす人間像	18
3. 教育施策の重点テーマ	19
4. 教育施策の体系	20
5. 教育施策の展開	21
第 4 章 計画の推進	42
1. 計画の推進	42
2. P D C A サイクルによる計画の進行管理	42

第1章 計画策定の趣旨及び位置づけ

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化、グローバル化の急速な進展、技術革新など社会情勢の急速な変化の中、教育分野では、いじめや不登校などの問題に加え、情報モラル教育¹やグローバル人材の育成に向けた教育、そして知識基盤社会²に対応するため、自ら課題を発見し、解決に向けて主体的・協働的に学んでいく資質や能力を持った人材の育成など、新しい時代に対応した教育が求められています。そのためには、子どもたちが社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの能力を発揮し他者と協働しながら、「生きる力」を育むことが必要です。各教科等の指導を通して、求められる資質・能力の育成をめざす教育活動を充実させるとともに、児童生徒の発達段階や特性を踏まえ、「知識・技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養の3つの柱がバランスよく行われなければなりません。

高砂市では、平成22年(2010年)に「第1期高砂市教育振興基本計画」を、その5年後の平成27年(2015年)には、第1期計画を改訂し、「第2期高砂市教育振興基本計画」(以下「第2期計画」という)を策定し、教育施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

第2期計画が令和元年(2019年)度末をもって終了することから、新しい時代に対応した教育のあり方や児童生徒に求められる資質・能力の育成、これまでの高砂市での取組と課題などを踏まえ、今後重点的に取り組むべき中期的な考え方や具体的施策を示すため、「第3期高砂市教育振興基本計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条の規定に基づいて策定する、高砂市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。また、「第4次高砂市総合計画・後期基本計画(平成28年(2016年)度～令和2年(2020年)度)」における教育施策を推進するための具体的な計画であり、「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」「高砂市子ども読書活動推進計画」「高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針」「高砂市文化振興基本方針」など関連する指針・個別計画と整合を図り策定しています。

なお、「第4次高砂市総合計画」は、令和2年(2020年)度末をもって終了し、同年度中に「第5次高砂市総合計画」として、令和3年(2021年)度を始期とする新たな基本構想・基本計画を策定する予定です。

それに先だって本計画を策定することから、第5次総合計画における教育分野の取組の方向性や考え方は、本計画で定める方針と整合を図り策定することとしています。

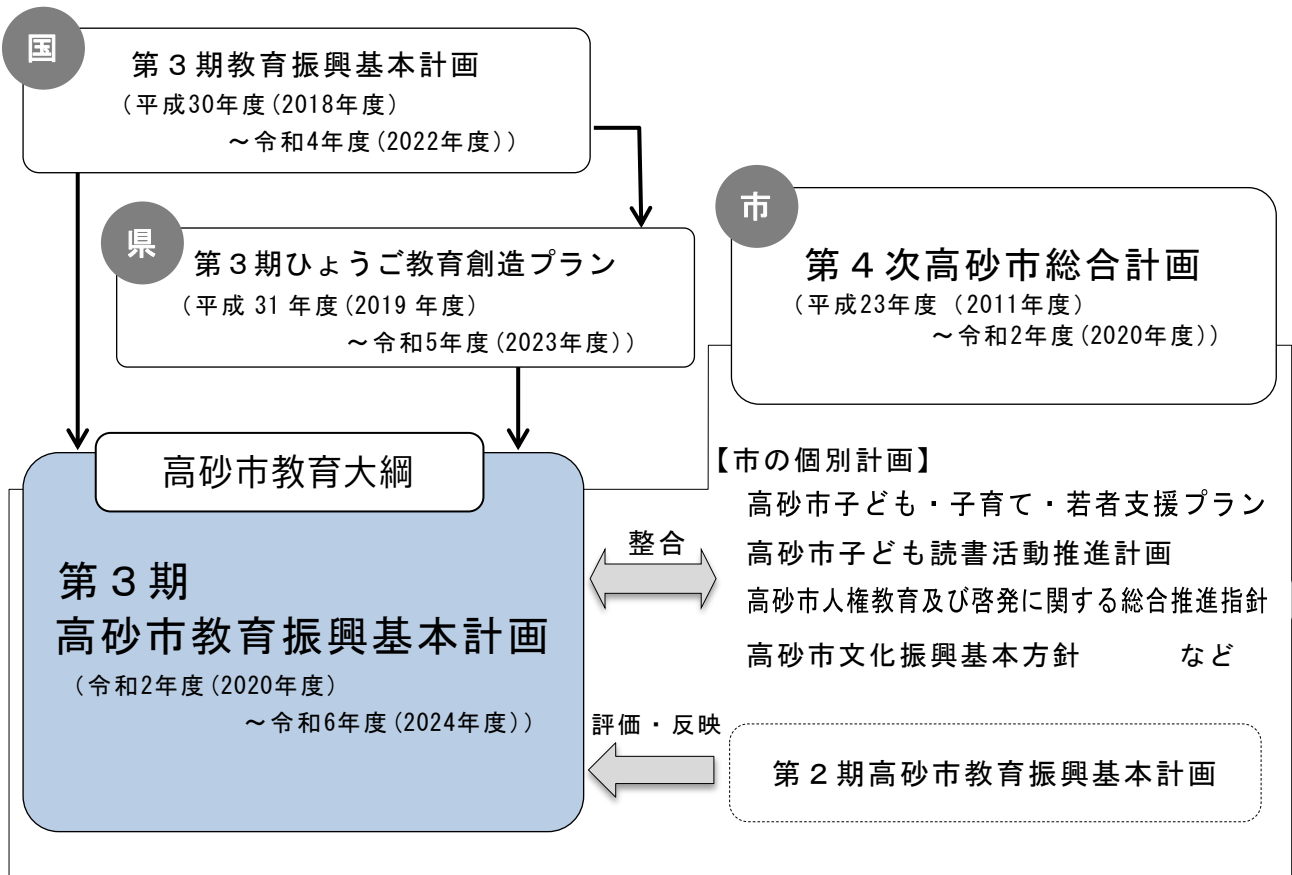
¹ 情報モラル教育：情報手段を正しく活用するための判断力、心構え等を学ぶとともに、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な態度を育む教育のこと。

² 知識基盤社会：新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域における活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会

■第4次高砂市総合計画・後期基本計画における教育施策の位置づけ

将来都市像	～郷土に学び、未来を拓く～ 生活文化都市 高砂	
基本目標	ふるさとを愛し思いやりとたくましさがつ教育文化都市	
関連施策	・生きる力を培う教育の充実	就学前教育の充実
	・命や人権を大切に作る心の育成	学校教育の充実
	・安全安心で信頼される園・学校づくり	教育環境の充実
	・連携した教育の支援	
	生涯学習社会づくり	生涯学習の充実
		生涯スポーツの推進
	創造性豊かな芸術・文化の進行	文化芸術の推進
国際交流の推進		
個性を認めあえる人権の尊重	人権教育・啓発の推進	
	男女共同参画の推進	

■教育振興基本計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)までの5年間とします。

平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	
2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	
第2期計画													
			第3期高砂市教育振興基本計画										
								第4期計画					

4. 教育大綱について

平成27年(2015年)4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地教行法」という)の一部が改正され、「地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」こととされました。

高砂市では、教育振興基本計画で掲げる教育目標や施策の根本となる方針を地教行法に基づく大綱として位置付けることとしているため、本計画をもって大綱に代えることとします。

第2章 教育をめぐる現状

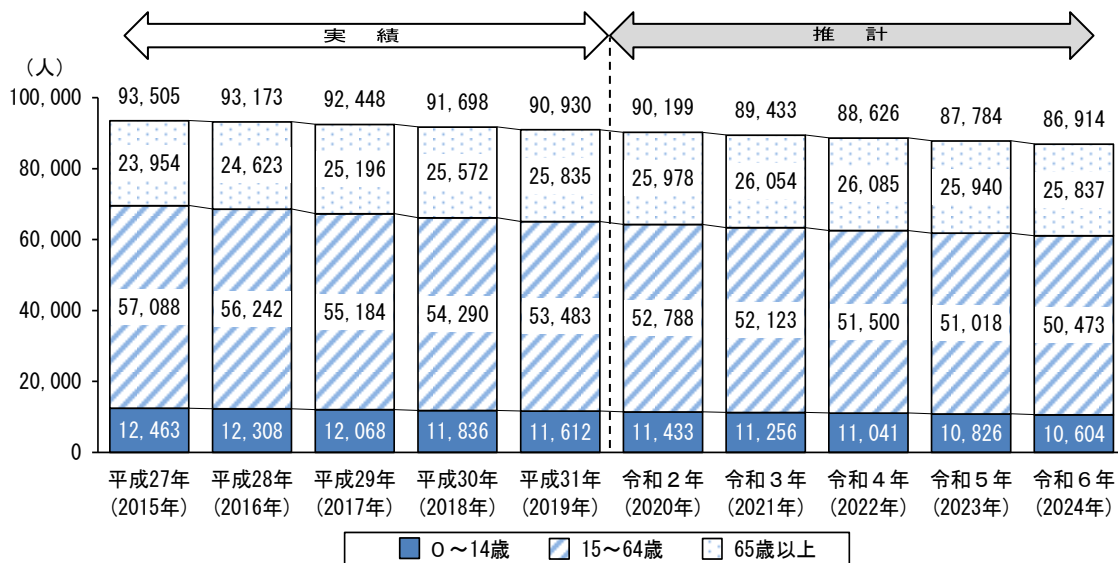
1. 社会的な背景と課題

(1) 少子高齢化と人口減少社会の到来

わが国の人口は、平成20年(2008年)をピークに減少に転じ、超高齢社会を迎えるとともに、人口減少社会が到来しています。高砂市でも人口減少、少子高齢化が進行しており、そのような状況の中で、社会の活力を維持・発展させていくには、個人の持てる力を最大限に伸ばし、発揮していくことが重要です。

また、少子高齢化や家族の小規模化に伴って、子どものいる世帯の割合の低下が進んでおり、そのような変化を背景に、学校規模の縮小や家庭での子育て負担の増加、地域の教育力の低下などの問題が発生しています。このように将来の少子化の一層の進展を踏まえ適切な教育環境の整備をはじめ、家庭での教育や子育てへの支援、地域と連携した教育環境づくりが課題となっています。

高砂市の年齢別人口の推計



資料：「住民基本台帳（外国人含む）（各年4月1日）」

(2) 高度情報化とグローバル化の進展

IoT³やビッグデータ⁴、AI⁵などの情報通信技術(ICT⁶)の飛躍的な進化などを背景に、経済や文化など社会のあらゆる分野でのつながりが国境や地域を越えて活性化するグローバル化が急速に進展しています。令和12年(2030年)頃には、情報通信技術の革新が一層進展し、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会である「Society5.0⁷」や長寿化に伴う「人生100年時代⁸」の到来が予測されています。

今後、国際社会において相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意志を表現できる基礎的な力を育成する観点から、次代を担う子どもたちには、コミュニケーション能力をはじめ、グローバル社会での活躍を視野に入れた知識・能力を育成していくことが求められ、特に外国語の習得や情報活用能力の育成が重要な課題となっています。また、得た情報、学んだ知識や技能を関連づけて、新たな意味を見出したり、問題発見・解決に向けて応用したりする力を高め、社会の様々な場面で活用できる能力を育むことが重要です。さらに、スマートフォンなどの普及に伴い、情報通信技術の活用は子どもたちの生活にも深く浸透しており、情報モラルの確立や、大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能の育成・向上のための取組も求められています。

(3) 複雑化・予測困難化する社会の変化

今世紀は、「知識基盤社会」と言われ、そのような社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきています。このような複雑化、予測困難な社会の変化は、いかなる進路を選択するかに関わらず、すべての子どもたちの生き方に影響するものとなっています。様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力の育成が社会的な要請となっています。

そのため自ら課題を見だし、主体的・協働的に解決する力をはじめ、知識・技術を更新していく生涯にわたる学習を実践する態度、他者や社会、自然や環境と共に生きる姿勢を育成していく、持続可能な開発のための教育(ESD)⁹が求められています。

³ IoT: Internet of Things (モノのインターネット) の略で、あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術を指す。例えば、IoTにより、家庭ではテレビやエアコンなどの家電製品がインターネットにつながることで外出先から操作が可能になったり、生産現場では産業機械の部品を作る装置がインターネットにつながることで全体の管理が可能となり、生産ラインの停止時間が縮減されるなど生産の効率化が期待されている。

⁴ ビッグデータ: ICTの進展により、生成・収集・蓄積等が可能かつ容易となった多性多量のデータ概念。近年、IoTやセンサー技術等の発達により大量に生み出されているデータを収集・分析することができるようになってきた。単独では一見価値を生み出さないようなデータであっても、大量に集めて分析することによって新たな知見を得られることがあり、ビッグデータ活用の取組が盛んになってきている。

⁵ AI: Artificial Intelligence の略称。人工知能のこと。

⁶ ICT: Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

⁷ Society5.0: 日本政府による科学技術政策の基本指針のひとつ。内閣府によると「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」と定義している。

⁸ 人生100年時代: 多くの人が100年以上生きることが当たり前となる時代。海外の研究によれば、平成19年(2007年)に日本で生まれた子どもについては、107歳まで生きる確率が50%もある。

⁹ 持続可能な開発のための教育(ESD): 持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育。ESDは Education for Sustainable Development の略称。

(4) 深刻化する環境問題の解決など持続可能な社会の構築

国連サミットでは、持続可能な開発目標(SDGs¹⁰)が採択され、その実現をめざした取組が国際的に進められています。特に地球温暖化をはじめ、食料・エネルギー問題など地球環境問題が深刻化する中、子どもたちに環境についての理解を深めさせ、自然に対する畏敬の念や命を大切にすることを育成することが大切です。物質的な豊かさや経済発展のみを追求するのではなく、国際的な協調のもと、持続可能な社会の構築に向けて取り組む、主体的な行動力の育成に向け、持続可能な開発のための教育(ESD)の視点に立った取組が求められます。

(5) 経済・雇用状況の変化

終身雇用、年功序列を核とする日本型の雇用制度が見直され、雇用の多様化などが進行する中で、子どもたちが自身の生き方を主体的に選択し、その実現に向けて努力していく意欲・態度などを身に付けるためのキャリア教育¹¹が重要です。

また、近年、子どもの貧困問題が社会問題となっており、国や地方自治体では、子どもの貧困対策が強化されています。今後、経済的な格差が進学の機会や学力の格差につながり、格差が世代を通じて固定化され、貧困の連鎖を断ち切るためにも、すべての子どもの学びを支援し、一人一人の力を伸ばす教育を一層充実することが重要です。

(6) 地域社会の変化

少子化や高度情報化とグローバル化、雇用状況の変化などの社会環境の変化を背景に、子どもたちが学校外で群れて遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会は減少しています。それにより異世代との人間関係を育み、社会の中で習慣や規範などの社会性を身に付けることが困難になっているという意見があります。集団や地域から個人や家族を重視する傾向へと人々の価値観は変化し、子ども会などの地域団体の組織率の低下など、地域の教育力の弱体化が問題となっています。そのため、学校、家庭、地域が互いに連携しながら子どもを育てていくことができる地域づくりが課題となっています。

(7) 家庭の状況の変化

地域社会の変化や核家族化など世帯構造の変化を背景に、子育てに関する知識・経験や世代を超えた知恵の継承が困難になっています。このことにより、家庭の教育力が弱まり、子どもの基本的な生活習慣の乱れや学習習慣、社会性などが低下しているとの指摘があります。

また、子育てにおける保護者の孤立や家庭的背景による教育格差などの問題も発生しているた

¹⁰ 持続可能な開発目標(SDGs)：平成27年(2015年)9月に国連で開かれたサミットの中で決められた国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「気候変動に具体的な対策を」などの17の目標とその目標を具体化した「169のターゲット(具体目標)」で構成されている。SDGsはSustainable Development Goalsの略称。

¹¹ キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。

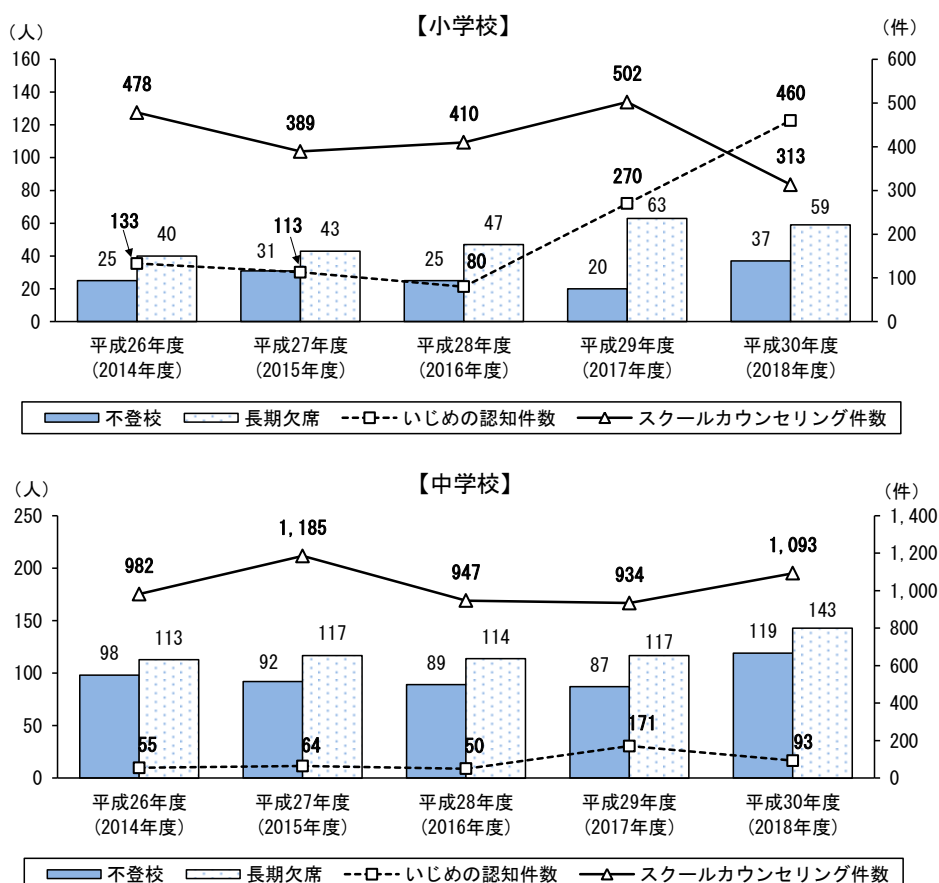
め、家庭の役割を明確化するとともに、すべての家庭に向けたプッシュ型¹²の家庭教育支援、父親の家庭教育への参加促進など、家庭の教育力の向上に向けた支援が課題となっています。

(8) 教育上の課題の多様化・複雑化

いじめの問題を背景に自死する児童生徒や不登校など、学校におけるこれらの問題への解決に向けた取組はますます重要な課題となっています。高砂市でも、不登校の児童・生徒は増加傾向にあります。学校・教職員だけにその対応や解決をゆだねるのではなく、多様な専門家や関係機関との連携のもと、子どもの権利の保障と平等な教育機会の確保という観点から、適切に対応できる体制整備が求められています。

また、障がいのある子どもが地域で共に学ぶインクルーシブ教育システム¹³の構築の推進や、今後予想される日本語指導が必要な子どもの増加に対応した教育環境の整備、虐待を受けた子どもへの対応など、教育機関に対応が求められる課題は多様化・複雑化しており、学校や教職員を適切に支援できる体制づくりが重要です。

■ 不登校等の状況



資料：学校教育課、青少年センター

¹² プッシュ型：必要な情報を受け手の能動的な操作を伴わず、自動的に配信されるタイプの技術やサービスのこと。

¹³ インクルーシブ教育システム：障がい者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要となる。

2. 国・兵庫県の教育政策をめぐる動向

(1) 第3期教育振興基本計画

国では、「第3期教育振興基本計画」(平成30年度(2018年度)～令和4年度(2023年度))を閣議決定しています。計画では、以下の姿をめざすこととしています。

また、兵庫県では、平成31年(2019年)に第3期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」(平成31年度(2019年度)～令和5年度(2024年度))を策定しています。基本理念を「兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり」とし、「『未来への道を切り拓く力』の育成」を重点テーマとした教育を推進しています。

<教育のめざすべき姿>

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿をめざす。

〔個人と社会のめざすべき姿〕

(個人)自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

(社会)一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

<基本的な方針>

- ① 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ② 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ③ 生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤ 教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 学習指導要領等の改訂

平成29年3月に、学習指導要領、幼稚園教育要領等が全面改訂されました。

<改訂の主な内容>

○学校で学んだことを社会に出てからも生かせるよう、

- ① 実際の社会や生活で生きて働く「知識・技能」の習得
- ② 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
- ③ 学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養を三つの柱としています。

○子どもが主体的に学び身に付けた力が次の学びや生活に生かせることを実感できるような「主体的・対話的で深い学び¹⁴(アクティブ・ラーニング)」の実現をめざしています。

○地域の教育資源の活用や複数の教科等の連携を図る等、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント¹⁵」を確立します。

¹⁴ 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）：主体的な学びとは、学習活動を見通し、振り返り、課題を解決していこうとすること。対話的な学びとは、学び合い等、他者と協働すること等によって、多様な見方・考え方を学ぶこと。深い学びとは、見方・考え方を働かせて、自分自身の次の課題を見つけること。

¹⁵ カリキュラム・マネジメント：各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、各学校が教育課程（カリキュラム）の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、各学校において教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

3. 第2期高砂市教育振興基本計画の総括

重点目標1 変化の激しい社会の中で自立的に生きる力を培う教育に取り組みます

基本施策1 人間形成の基盤を育む幼児教育の充実

【取組状況】

- ・ 幼保連携型認定こども園化が進み、地域の就学前の子ども達が同じ環境の中で教育・保育を受けることができている。
- ・ 就学前施設と小学校との連携により、交流や合同研修会が行われている。
- ・ 幼稚園・認定こども園での一時預かりや、こども園での3歳児教育に取り組んでいる。
- ・ 未就園の親子が親同士、園児と交流したり、講演会や子育て教室に参加したりしている。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・ 幼児期と児童期の教育のつながりを意識した教育の推進

基本施策2 知識基盤社会に対応する「確かな学力」の確立

【取組状況】

- ・ 高砂小・中学校の小中一貫教育の取組をモデルとし、平成30年度(2018年度)より全市的な「高砂市小中一貫教育」に取り組んでいる。
- ・ 各中学ブロック小中一貫教育グランドデザインに基づき、合同研修会・授業研究に取り組み、児童生徒の「まなぶ力」と「あたたかい心」を育成することができている。
- ・ 児童生徒の学力向上のために、授業力の向上、家庭との連携、指導体制の工夫等を全市的に行っている。
- ・ 言語活動を充実させる取組を推進し、思考力・判断力の育成につなげている。
- ・ 児童生徒が外国語を用いて、コミュニケーションを図ることのできるよう市内小中学校に6名のALT¹⁶を配置している。
- ・ 理科に親しみを持たせるための理科作品展を毎年実施している。
- ・ 子どもの発達段階に応じて、勤労観や職業間の育成を図っている。
- ・ インターネットで収集した情報を、総合的な学習の時間等で、プレゼンテーションをしたり、掲示物を作成したりして、情報活用能力の向上に取り組んでいる。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・ 子どもの「学び」と「育ち」の連続性を踏まえた指導の展開(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つを柱に据えた連続性のあるカリキュラムの編成)
- ・ 「思考力・判断力・表現力等」につながる言語環境の整備
- ・ ICT環境の充実とICT機器を活用した授業づくり

¹⁶ ALT：外国語授業の補助を行う外国語指導助手 (Assistant of Language Teacher) の略語。

基本施策3 道徳性や規範意識をはじめとした「豊かな心」の育成

【取組状況】

- ・各校や中学校区での道徳授業研究会や研修会により、教員の実践的指導力の向上が図られている。
- ・学校において、伝統や文化に関する教育を実施し、「ふるさと高砂」への興味関心が高まっている。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・家庭・地域と連携した全市的な道徳教育の推進
- ・道徳学習に関連付けした体験学習の充実

基本施策4 運動や食育、健康教育を通じた「健やかな体」の育成

【取組状況】

- ・年間指導計画に基づいた授業を実施し、児童生徒が楽しく体を動かせるように工夫改善を行っている。
- ・『地場産物』を取り入れた献立による給食を食べることにより、地域の「農」への理解を深めることができている。
- ・子どもが正しい知識を獲得し、主体的に健康で安全な生活を送ろうとする態度を育てるために、学校園においては、年間指導計画に基づいた健康教育を行っている。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・児童生徒が意欲的に体力向上に取り組むための効果的な働きかけ
- ・「食」に関する学習の推進と望ましい食習慣の習得
- ・現在の課題を踏まえた健康教育の推進(食、性、薬物乱用、健康・安全に関する問題など)

基本施策5 子ども一人一人に対応する、特別支援教育の充実

【取組状況】

- ・特別支援学校や専門機関との連携、高砂市特別支援教育専門家チーム等の活用により、支援体制の充実を図っている。
- ・特別な支援を要する幼児児童生徒に対して、支援体制を整えるとともに、支援する立場の加配教員に対する研修も行っている。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・一人一人の教育的ニーズに対応しながら、適切な支援を行うための正しい知識・理解の促進
- ・障がい加配教員、介助員、スクールアシスタントの適正配置

重点目標 2 命や人権を大切にすることを育みます

基本施策 1 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成

【取組状況】

- ・ 教職員の人権意識と人権にかかる指導力の向上をめざし、人権教育の研究指定校での実践をはじめ、各校や市主催の研修会などを通して学びを深めるなど実践に活かす取組を継続している。
- ・ 各校園の実践を、学校園だよりや参観日などを通じて保護者に知らせている。
- ・ 人権作文、標語、ポスターなどの作品作りや校区人権講演会、市の人権フェスティバルの開催などを通じ、人権意識の高揚を図っている。
- ・ 各校園ごとの人権にかかわる研修や研究、実践発表の結果を基に、高砂市人権教育協議会の就学前教育部会や、学校教育部会などでの実践発表を通じて、実践結果の共有を図っている。
- ・ 人権にかかわる作文、標語、ポスター等の作成を通して、人権の大切さについて考える機会が増えている。
- ・ ALTの活用により、外国語への関心を高めている。
- ・ 外国語を母語に持つ児童への配慮として、県の多文化共生サポーター制度の活用を進めている。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・ 人権意識・感覚が生活に根付いたものとするための指導方法・内容の工夫や学びの場・機会の充実
- ・ 自己肯定感¹⁷や自尊感情を高めるための教育の質の向上
- ・ 個々のニーズを踏まえた外国人幼児児童生徒への支援
- ・ 互いを認め合う共生の心の育成、行動力の伸長
- ・ 社会性を培い、自立心や自律性の育成、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育の推進
- ・ 道徳学習に関連付けした体験学習などにおける効果的な指導方法の充実
- ・ 単なる環境問題への関心から持続可能なまちづくりなど、SDGsの取組への理解促進

基本施策 2 子どもたちの内面理解、共感的理解に基づく生徒指導、教育相談の充実

【取組状況】

- ・ 一人一人の内面に対する共感的な理解を深め、人間的なふれあいを通して心のきずなを深めている。
- ・ 各校園において、幼児児童生徒の的確な見取りをするとともに、幼児児童生徒及び保護者からの相談などを受け止める相談体制を構築することで、幼児児童生徒の成長を支援する体制を整えている。

¹⁷ 自己肯定感：「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえない存在だ」と思える心の状態のこと。

- ・ SC¹⁸、SSW¹⁹と教職員、保護者の連携を図ることで、児童生徒や保護者の悩み、困り感に対する相談体制を整えている。
- ・ 問題、課題となる事案の早期発見、早期解決をめざし、相談機能・情報共有の充実を図るとともに、相談機関同士の連携を強化している。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・ 社会性を培い、自立心や自律性の育成、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育の推進
- ・ 教育相談、アンケート、カウンセラー(SC、SSW)による教育相談の推進、充実

基本施策3 子どもの発達段階に応じた「体験活動」の推進

【取組状況】

- ・ 各校で他学年との関連を意識しながら、様々な体験活動を計画・実施し、道徳の学習と関連付けながら心の育成を図っている。
- ・ 心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るため、発達段階に応じた体験活動を推進している。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・ 道徳学習に関連付けした体験学習などにおける効果的な指導方法の充実
- ・ 単なる環境問題への関心から持続可能なまちづくりなど、SDGsの取組への理解促進

重点目標3 家庭・学校・地域が一体となって子どもたちの教育を支援します

基本施策1 地域社会との連帯と地域の教育力の向上

【取組状況】

- ・ 学校評議員制度を活用し、保護者や地域住民の声を学校運営に反映させ、地域とともにある学校づくりを推進している。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・ 学校評議員制度を強化した地域とともにある学校づくり
- ・ 地元企業を生かし連携した自然や科学への興味関心を高める取組の継続
- ・ 地元企業の人材、施設、技術の積極的な活用

基本施策2 家庭の教育力の向上

【取組状況】

- ・ 家庭との連携による児童生徒の確かな学力の育成のために家庭学習啓発資料「ぐう・ちよき・ばあ」を配布している。

¹⁸ SC：スクールカウンセラーの略称。学校において児童や生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながらサポートしていく専門職。

¹⁹ SSW：スクールソーシャルワーカーの略称。児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職。

- ・ 学習、運動、食育等、子どもの基本的な生活習慣の確立のために積極的に家庭へ情報提供している。
- ・ 5歳児家庭で「すこやかアップカレンダー」を活用することで家庭学習の充実を促している。
- ・ 園での読み聞かせにははなしリスト(道徳)の絵本を活用し、道徳心の育成や、園から絵本の貸出を行い、親子での読み聞かせの習慣や大切さに気付くよう取り組んでいる。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・ 基本的な生活習慣育成のための家庭との連携強化
- ・ 家庭での学習習慣や読書習慣の定着

重点目標4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、保護者や地域から信頼される学校づくりを進めます

基本施策1 学校の組織力の向上

【取組状況】

- ・ 学校評議員制度の有効活用や計画的なオープンスクールの実施により、地域とともにある学校づくりを推進している。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・ 学校評議員制度を強化した地域とともにある学校づくり
- ・ 児童生徒の危機回避能力の向上
- ・ 学校環境、通学路の安心・安全の確保
- ・ 学校図書を整備

基本施策2 教職員の資質能力の向上

【取組状況】

- ・ 教職員の専門性・指導力の向上、不祥事防止に係る研修を計画的に推進している。
- ・ 「ノー残業デー」「定時退勤日」、学校閉庁日の設定や「中学校における部活動指導指針」を策定し、ワーク・ライフ・バランスの改善に取り組んでいる。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・ 確かな学力の向上や豊かな心の育成、健やかな体の育成につながる専門性や指導力の向上
- ・ 教職員による不祥事防止のための研修の充実と資質能力の向上
- ・ 働き方改革を踏まえた学校業務改善の推進

基本施策3 安全・安心で質の高い学習環境の整備

【取組状況】

- ・ 学校安全計画に基づき、全ての教育活動において、子どもたちの防災意識や危機察知、危機回避能力を高めている。

- ・子どもが安心して学校生活を送るため、通学路の安全点検を定期的実施している。
- ・小学校、中学校に導入した図書管理システムを活用し、図書の充実した整備ができている。
- ・計画に基づき、職員・来校者用トイレの改修及び大規模改造工事を実施した。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・児童生徒の危機回避能力の向上
- ・学校環境、通学路の安心・安全の確保
- ・学校図書の整備

基本施策4 教育委員会機能の充実

【取組状況】

- ・総合教育会議において、教育委員会が所管する主な事項の現状と課題について、市長と教育委員会が共通の認識をし、情報を共有している。
- ・教育委員が学校園を直接訪問することで、教育現場の現状や課題を直接把握している。
- ・研修会参加により、共通の問題を認識する機会になっている。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、点検・評価を実施し公表している。

重点目標5 市民だれもが生きがいをもって生きることのできる生涯学習社会づくりを推進します

基本施策1 学習ニーズに応える社会教育・生涯学習の振興

【取組状況】

- ・平成28年度(2016年度)に、新図書館を開館し、運営については指定管理者制度を導入することで、開館時間の延長及び閉館日の縮減ができた。また教育センターと、歴史民俗資料室、のびのび教室と一体化施設として移転した。
- ・公民館では、幅広い世代に来館してもらうために工作教室や読み聞かせ、子育て講座、理科教室などを開催したことから、利用者数は増加している。
- ・公民館では、社会教育の一環として市民の多様なニーズに的確に対応し、生活課題の解決に役立てるため、健康・文化・自然・経済等の分野で、年齢層など対象者に応じてテーマを設定した市民教養講座を年間3～8回開催している。
- ・公民館では、登録グループの作品の展示や発表、市民教養講座等について、広報誌やホームページ等を通じて外部発信している。
- ・教育センターでは市民の多様な学習要求に対応するために、施設の特徴を利用した陶芸教室、兵庫大学と連携協力し実施しているエクステンションカレッジなどの講座を開催している。
- ・高齢者大学での学習活動で得た経験を、自らのものとするだけでなく地域の中でのボランティア活動にも積極的に参加し、スキルアップに努めている。
- ・高齢者大学では、学生数は減少しているものの、学生OBと協力しながら大学運営を継続し、運

動会、作品展、芸能発表会を学校での学習成果を発表の場として開催している。

- ・文化会館等の文化施設では、指定管理者とも連携し、優れた作品や演奏に触れる機会を提供している。
- ・市民講師による高砂文化教室「高砂学」の開催や「こども狂言ワークショップ」の実施により、高砂の伝統文化・歴史を学ぶ機会を提供することができている。
- ・事業開催時のアンケート等で聴取した意見を、歴史文化を学ぶ講座、体験教室等に取り入れ、事業の魅力を高めている。
- ・イベント情報や文化団体の活動情報等を市広報、新聞、Facebook等のさまざまな媒体を活用し、情報提供している。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・施設や設備の老朽化対策などのハード面での更なる整備
- ・多様な市民の学習要求に応えることができるソフト面での対応(市民の学習機会の提供、興味や関心を引き付ける講座やプログラム等の再構築)
- ・ニーズの多様化を踏まえたカリキュラムの作成、学習成果を生かす場の充実
- ・市民に講師を依頼するなど、地域の歴史・文化を継承する人材の育成
- ・市民誰もが生涯にわたってスポーツを楽しめる環境づくりや支援の充実

基本施策2 芸術・文化の振興及び文化財等の保護

【取組状況】

- ・公民館まつりは、登録グループの発表の場になるとともに、来場者には登録グループの活動に関心を持っていただくことを目的として、地区の公民館グループ連絡会が主催し、公民館ごとに開催している。
- ・国史跡「石の宝殿及び竜山石採石遺跡」の保存活用計画及び整備基本計画を策定し、必要な整備を行っている。
- ・工楽松右衛門旧宅を市指定史跡としたうえで、改修工事を行い、観光担当が活用している。
- ・県指定の旧入江家住宅や市指定建築物の申義堂の公開を行っている。
- ・図書館での名誉館長講座や工楽松衛門旧宅・旧入江家住宅などの文化財施設で歴史資料や民具、解説パネル等の展示や歴史講演会を開催し、市民に理解してもらうような普及啓発事業に取り組んでいる。
- ・市内小学生を対象として、親子歴史体験教室や移動歴史教室を実施し、身近に歴史を体感できる機会を創出している。
- ・市の歴史を詳しく正確に伝えるために、古文書や遺跡の調査を実施している。
- ・高砂文化教室「高砂学」において、伝統文化をはじめ、様々な文化活動等を行っている市民の方が講師となる仕組みを構築し、学習する機会を提供することで、人材の育成を図っている。
- ・「高砂こども狂言ワークショップ」や高砂文化教室「高砂学」を実施し、未来の文化の担い手である子どもたちに優れた文化芸術に触れる機会を提供している。
- ・文化会館等の文化施設の指定管理者と連携しながら、施設・設備の計画的な点検・補修を行い、より良い鑑賞環境、文化活動の場の提供に努めている。

- ・ 市内外での展示や発表の場の紹介を行い、団体等の文化芸術活動を支援・推進を図っている。
- ・ 市内外の文化情報や団体等の活動状況の把握に努め、市広報や新聞、Facebook 等をはじめ様々な媒体を活用し、広く情報提供を行っている。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・ 市の文化財の保護、芸術文化の継承を担う人材の育成

基本施策3 健康志向に応える生涯スポーツの振興

【取組状況】

- ・ すべての市民が生涯にわたってスポーツを楽しめるよう健康チャレンジポイント事業を実施し、日々の健康づくりを推進することができている。
- ・ 老朽化した施設・設備を安全・安心して利用できるよう必要な改修や修繕を計画的に行っている。
- ・ 地域の活性化につながるスポーツイベントとして高砂マラソン、各種市民大会、各所旧跡をめぐるウォーキング等を実施し、地域社会の活性化を図っている。

【第3期計画への主な継承事項】

- ・ 市民誰もが生涯にわたってスポーツを楽しめる環境づくりや支援の充実

第3章 高砂の教育のめざす姿

1. 基本方針

第2期計画における高砂市の教育方針は、「ふるさと」を愛し、誇りに思い、お互いに思いやり、自立した人間として、たくましく生きる力を身につけ、自ら学んだことを積極的に生かすことができる人づくりをめざすことでした。

第2期計画に引き続き、本計画の基本方針を「ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに満ちあふれた人づくり」とし、高砂市に愛着を感じ、他者にも思いをはせながら、予測困難な社会の変化に柔軟に対応し、たくましく生き抜く力を持った人を育成する教育を推進します。

**ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに
満ちあふれた人づくり**

2. めざす人間像

基本方針を踏まえ、高砂市がめざす人間像についても第2期計画を継承し、引き続き次のとおりとします。

1

知・徳・体の調和がとれ、自立して、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人

2

自然と伝統・文化を愛し、互いに支え合い、よりよい社会を創ろうとする人

3. 教育施策の重点テーマ

本計画で育成をめざす人間像は、「知・徳・体の調和がとれ、自立して、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人」と「自然と伝統・文化を愛し、互いに支え合い、よりよい社会を創ろうとする人」の両者を兼ね備えた人です。

そのため、次の重点テーマを設定し、各テーマにおいて定める施策を推進する中で、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造し、夢に向かって、未来を拓く人材の育成をめざします。

■重点テーマ1 自立的に自己の未来を切り拓く力を育てる学校教育の推進

子どもが「自分のよさ」に気づき、自己肯定感・自己有用感²⁰を高め、互いを尊重し認め合いながら、自立的に自己の未来を切り拓く力を育てることができる学校教育を推進します。

■重点テーマ2 学びと成長を支える学校・家庭・地域が連携・協力した教育の推進

学校・家庭・地域が連携し、子どもの学びと成長を支えるとともに、教育に関わる大人もともに成長する教育を推進します。

■重点テーマ3 豊かな学びを提供し未来につなぐ生涯教育の推進

誰もが生涯にわたって学び続け、多様な経験や交流を通じて自己実現できる、豊かな学びを提供します。

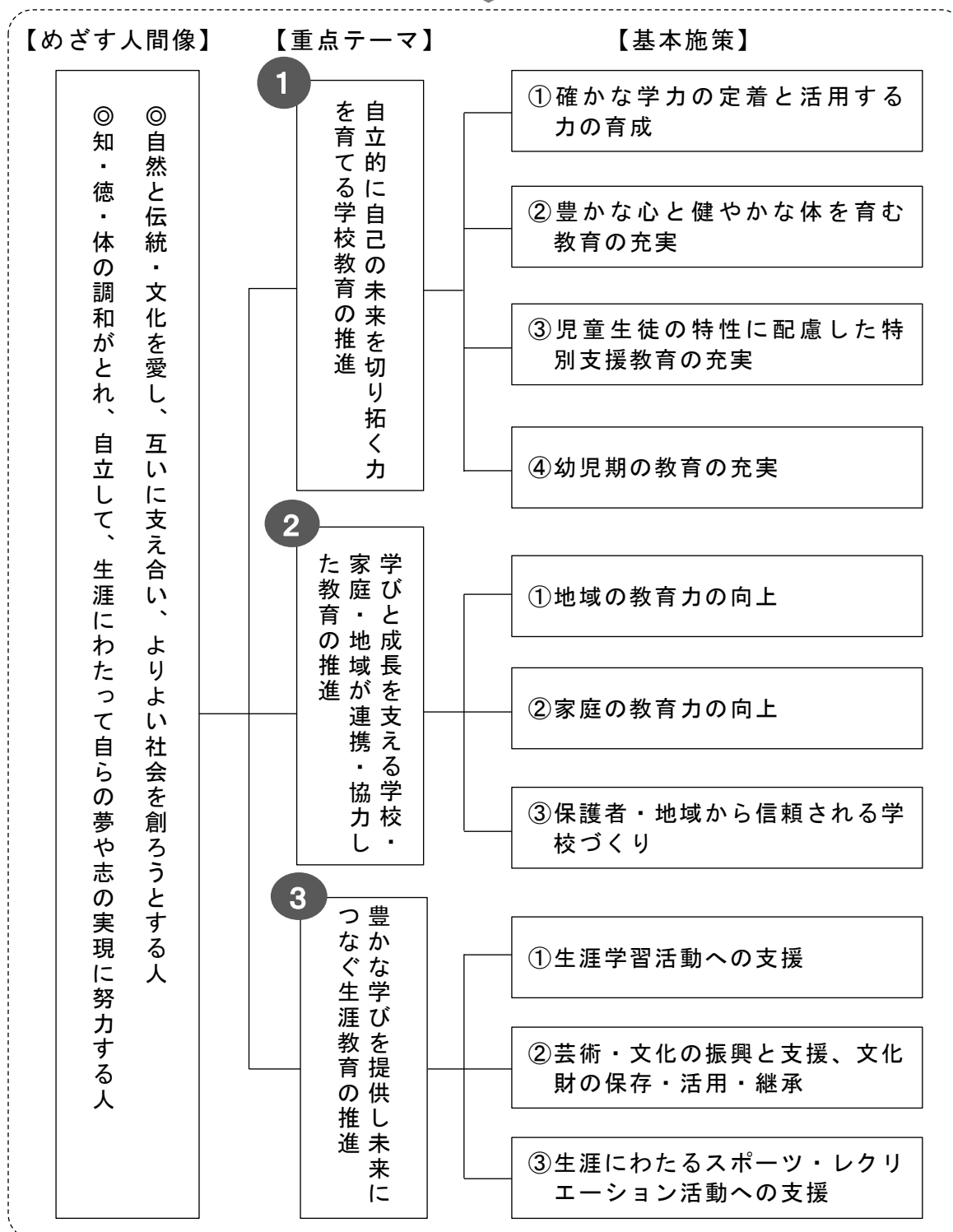
また、地域の自然や伝統・文化の保存・活用の一方で、地域活動の活性化に取り組むとともに、健康長寿を支えるスポーツ活動を推進します。

²⁰ 自己有用感：「自分が周りの人の役に立っている・貢献している」と思える心の状態のこと。

4. 教育施策の体系

【基本方針】

ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさ
満ちあふれた人づくり



5. 教育施策の展開

重点テーマごとの取組の考え方と具体的施策は次のとおりです。

本計画の基本方針のもと、各重点テーマの考え方に沿った施策を展開し、めざす人間像の育成を図ります。

重点テーマ1：自立的に自己の未来を切り拓く力を育てる学校教育の推進

基本施策① 確かな学力の定着と活用する力の育成

変化が激しく将来の予測が困難な社会において、自分の人生を切り拓いて生きていくためには、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養が重要です。

また、グローバル化の一層の進展が予想される中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国語の習得や共生していくために必要な力を育成することも求められます。

そのため、子どもの発達や成長のつながりを大切にし、学校間の円滑な接続・連携を図ることや、児童生徒の実態に応じたきめ細かな学習の推進などにより、一人一人に寄り添った教育を充実するとともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、社会に開かれた教育課程の実現や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組みます。

また、国際社会で主体的に行動できる力、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、たくましく未来を切り拓いていく力やリーダーシップを備え、論理的な考え方のできる人材を育成します。

具体的施策と取組の方向性

(1) 学力向上方策の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1101	学力向上への取組体制の確立	各学校の課題に応じて計画書を作成し、確かな学力の定着に向けて年間を通じて組織的・計画的な取組を展開します。
1102	指導体制の工夫	少人数授業や兵庫型教科担任制等を取り入れ、教職員の専門性を生かした指導を行います。
1103	授業力の向上	授業研究会や研修会等を通して、効果的な授業展開を考える等、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりに取り組みます。
1104	各教科等における言語活動の充実	思考力・判断力・表現力の育成を図るため、理由や根拠を明確にして説明する等の言語活動を充実させます。

No.	取組の方向性	取組の考え方
1105	読書活動の充実	読書習慣の確立を図るため、「朝の読書活動」「家庭における読書活動」等を充実させます。

(2) 外国語教育の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1106	外国語教育のための研修の実施	教科担当者会を中心に授業研究会や指導法に関する研修や情報交換を行い、教員の指導力の向上を図ります。
1107	A L T の配置	小学校、中学校にA L Tを配置し、ネイティブな発音に慣れさせ、異なる国や文化の人に触れることで、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、コミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。

(3) 情報教育の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1108	I C T 機器を活用した授業づくり	教員研修を行い、コンピュータや情報通信ネットワーク等を適切に活用した学習活動の充実を図ります。
1109	情報モラル教育の充実	スマートフォンやSNS ²¹ 等の利用によるトラブルの防止や犯罪から児童生徒を守るため、家庭や関係機関と連携した指導に取り組みます。

(4) 理数教育の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1110	理科、算数・数学授業の充実	理科、算数・数学に関する学習意欲を高めるため、観察・実験、グループ学習等の活動を重視した授業の充実を図ります。
1111	理科作品展の開催	夏休みに児童が作成した作品を展示公開し、科学への興味・関心を高めます。
1112	地元企業・外部人材との連携	企業の協力による出前授業や工場見学、外部人材を活用し、学習への関心を高めます。

²¹ SNS : Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略。人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。(Facebook(フェイスブック)や Twitter(ツイッター)、Instagram(インスタグラム)など)

(5) 高砂市小中一貫教育

No.	取組の方向性	取組の考え方
1113	中学ブロックにおける「まなぶ力」と「あたたかい心」の育成	中学ブロックでめざす子ども像を共有し、就学前教育・小学校・中学校での学びと育ちの連続性を踏まえた学習指導及び生活指導に取り組めます。
1114	教職員の合同研修	子どもたちの「まなぶ力」と「あたたかい心」について、中学ブロックの重点課題を明確にし、効果的な取組を図ります。また、研修会や授業研究会等を合同で開催するなど、小中連携の強化に努めます。

基本施策② 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

人と人が支え合う社会の中で、個性を伸ばし、可能性を広げ、多様な人々と協調しながら生きていくためには、自分を大切にできる気持ちとともに、他者を思いやる気持ちが必要です。また、インターネットによる見えにくい人権侵害をはじめ、からだの性とこころの性との不一致の問題、いじめ問題などへの理解を深め、自分事としてとらえることができるよう、学校教育活動全体で行う人権教育の取組を一層充実させることが重要です。

そのため、すべての人々の人権が尊重されるとともに、命の大切さを認識し、互いに共存する平和で豊かな共生社会の実現をめざすため、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を一層推進します。

また、人と関わり、触れ合う活動をはじめ、命を大切にできる教育の推進や道徳教育を一層充実させることにより、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもの育成を図るとともに、学校と家庭や地域との連携のもと、体験的・実践的な活動を通じて、互いの生き方や価値観を認め合い、人間としての生き方を共に考え共に行動できる子どもの育成に取り組みます。

長寿化に伴う、人生100年時代の到来が予測されており、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力を育成していくことが重要となっています。また、健康で充実した生活を過ごすためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身につけ、健康な体をつくるのが大切です。そのため、子どもたちが食を含む望ましい生活習慣を身につけることができるよう、健康に関する正しい知識や情報に基づき自らの健康について判断できる能力を育成し、健康増進を図る取組を進めるとともに、運動やスポーツに親しむ機会を充実することで、生涯にわたり健康な生活が続けられる健やかな体を育むよう支援していきます。

具体的施策と取組の方向性

(1) 道徳教育の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1201	教育活動全体での指導	道徳の時間を要として、すべての教育活動を通して、規範意識、生命を大切にできる心、思いやりの心を育むなどの道徳的実践力の育成を図ります。
1202	「特別の教科道徳」の授業の充実	各学級の実態に応じて、兵庫県道徳副読本等の読み物資料等を積極的に年間指導計画の中に位置づけ、一人一人の心に響く道徳の授業を展開します。
1203	多様な体験を通じた心の教育の充実	学校行事や体験活動に積極的に取り組み、自立心や自律性、ルールやきまりを主体的に遵守する心や態度を育て、道徳性の育成を図ります。

(2) 人権を大切にした教育の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1204	人権教育推進体制の確立	人権推進室と学校教育課が連携し、「高砂市人権教育基本方針」に基づいた人権教育・啓発の推進に取り組みます。
1205	教職員の人権意識高揚と指導力向上	指導者自身の人権意識が学習者にとっての重要な学習環境であるという認識に立ち、自己研鑽と人権意識高揚に努めるとともに、実践的指導力向上に向けた研修に取り組みます。
1206	「就学前・小・中」発達段階に応じた人権教育の推進	各発達段階において、男女平等や相互理解、協力について適切に指導するなど一人一人の個性や能力を生かす教育を推進します。また、各校園において、教育活動全体を通じて人権教育を推進します。
1207	人権にふれる機会の充実	人権作文コンクールや、人権標語・ポスターコンクール、人権講演会等、身近な人権について考える機会を充実させ、人権意識高揚のための教育を推進します。

(3) 共生の心の育成

No.	取組の方向性	取組の考え方
1208	国際性豊かな共生の心の育成	国際社会で主体的に生きるため、日本の伝統や文化について理解を深めるとともに、異なる文化や生活習慣、価値観を受容し尊重する共生の心の育成を図ります。
1209	外国人幼児児童生徒への支援	すべての教育活動の中で外国人幼児児童生徒の自尊感情形成を促すとともに、自己実現が図れるように支援します。

(4) 生徒指導の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1210	校内支援体制の充実	教員と児童生徒の人間的な触れ合いを通して心の絆を深め、一人一人の児童生徒の内面理解に努めるとともに、教職員がチームとして、相互理解・連携しながら的確な支援体制の充実を図ります。
1211	教職員の資質能力の向上	問題行動等の未然防止・早期発見、迅速・適切な対応を図るため、生徒指導に係る教職員研修を計画的に実施します。
1212	規範意識の醸成	関係機関と連携し、児童生徒の発達段階の特性を考慮に入れ、規範意識や社会性の向上をめざした指導を粘り強く推進します。
1213	いじめへの対応	関係機関と連携し、いじめ相談に関する共通理解を図るとともに、いじめ問題の迅速な解決に向けた協力体制を構築し、学校におけるいじめ問題への取組の一層の充実を図ります。

No.	取組の方向性	取組の考え方
1214	ネット社会への対応	関係機関と連携・協力を取りながら子どもがネットトラブルやネット犯罪に巻き込まれないための教育を行います。
1215	不登校への対応	不登校問題に迅速かつ的確に対応するため、校内支援体制の整備と家庭・地域及び関係機関との連携のもと未然防止、早期発見・早期対応を図ります。

(5) 体験活動の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1216	発達段階に応じた体験活動	「環境体験」「自然学校」「トライやる・ウィーク」「トライやるアクション」等と、各教科、領域、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等と関連させた系統的な学習に取り組みます。
1217	地域の人材や教育資源の活用	専門的な知識・技能を有する団体、地域の企業などを学習支援ボランティアとして招き、指導内容の充実を図ります。

(6) 職業教育・キャリア教育の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1218	多様な体験活動の実施	地域の様々な職種を中心に、体験的な職業調べ、職場訪問、トライやる・ウィークなどの活動を通して職業理解力や計画実行力の養成をめざします。
1219	進路指導の充実	進路相談を計画的に行い、通学区域、就職先や高等学校の特色等の適切な情報を提供し、個々の適性を踏まえた進路の選択・決定を支援します。

(7) 環境学習・教育の推進

No.	取組の方向性	取組の考え方
1220	環境問題への意識の向上	身近な環境問題から地球規模の環境問題への理解を深めるとともに、共生と循環の必要性を認識させます。
1221	体験活動を通じた環境学習	豊かな自然や身近な地域の中での様々な体験活動を通して、環境問題に対する学習に取り組みます。

(8) 伝統や文化に関する教育の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1222	ふるさと「高砂」の学習	高砂に関する多様な文化事業の充実を図り、日常的にふるさと「高砂」に親しみ、その価値や楽しさが理解できるように努めます。
1223	学校の文化活動の推進	子どもたちの文化芸術への関心を高めるため、地域人材を活用した高砂の伝統文化に触れる機会を確保します。

(9) 体力・運動能力の向上の推進

No.	取組の方向性	取組の考え方
1224	各種運動の適切な位置づけ	児童生徒の発達段階や興味・関心を踏まえた授業を展開し、運動の楽しさや喜びを味わわせ、次の活動への意欲を高めます。
1225	体力・運動能力の向上	新体力テスト等を計画的に実施・分析し、児童生徒に体力・運動能力の状況を把握させるとともに、それら高める意欲を持たせることができる授業や運動しやすい環境づくりに取り組めます。
1226	運動部活動等の充実	個性を伸ばし、好ましい人間関係を育てる環境づくりに努めるとともに、運動の楽しさや喜びを味わうことができる活動の充実を図ります。

(10) 食育の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1227	食に関する指導の充実	食の安全に関する正しい知識を科学的に理解させるとともに、給食を通して、食に関するマナーや習慣も身につけさせる指導を充実します。
1228	家庭・地域との連携	児童生徒が健全な食生活を送れるよう、食に関する適切な知識を高めるとともに、食の安全・安心への意識を高めます。
1229	学校給食の内容充実	学校給食を教材として、食品の産地や栄養的な特徴を学んだり、郷土食や行事食などの食文化を学べるような献立内容の充実を図ります。

(11) 健康教育の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1230	健康の基礎を培う教育の充実	子どもの生活に関係の深い食事や運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を送ることができる資質能力を育みます。
1231	喫煙・飲酒・薬物乱用の防止	喫煙・飲酒・危険ドラッグ・禁止薬物等の乱用防止について、子どもたちの発達段階に応じた啓発・指導を行います。また、関係機関と連携した講演会や指導教室を実施します。
1232	心と命を学ぶ教育の推進	子どもの実態や発達段階に応じた、性教育を推進します。相手の人格を尊重した行動がとれるよう、教育活動全体で取り組みます。
1233	児童生徒の健康の把握	腎臓検診、心臓検診、骨障害検診などの健康診断を早期に行うことにより、児童生徒の健康保持を図ります。また、「食物アレルギー対応マニュアル」をもとに、アレルギーのある子どもへの対応を進めます。

基本施策③ 児童生徒の特性に配慮した特別支援教育の充実

すべての子どもが夢や希望を持ち、社会の一員として自立し、主体的に社会に参画できるよう一人一人の個性を伸ばし、可能性を広げる学びの推進が必要です。

児童生徒それぞれの学びの環境を整えるとともに、一人一人の抱える困難や課題を把握し、発達の段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を一層充実します。

また、通常学級においても特別支援教育の視点を生かした適切な指導や必要な支援がより充実したものになるよう、教職員の研修等を実施し、指導力の向上を図ります。

具体的施策と取組の方向性

(1) 学校における特別支援教育の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1301	「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用の促進	一人一人の教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」を、保護者や関係機関と連携・協力し作成します。また、校種間で情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を行います。
1302	学校園の支援体制の充実	特別支援教育コーディネーターを中心に園・学校の指導方針の確立と指導体制の充実を図ります。また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握や指導・支援内容の協議・共通理解を定期的に行い、個に応じた支援を行います。
1303	継続的な支援体制づくりの推進	専門的な知識や技能を有する高砂市特別支援教育専門家チーム等を活用し、望ましい教育的対応について助言を得ながら、個に応じた適切な指導、教育、支援を行います。
1304	交流・共同学習をとおした、障がい者理解の推進	交流及び共同学習を計画的・組織的・継続的に推進します。また、小中学校と特別支援学校が連携し、特別支援学校児童生徒の居住地交流を行います。
1305	教職員の指導力の向上	すべての教職員が発達障害等に関する基礎的な知識・技能を習得するための研修や、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、特別支援学級担任等がより専門性の高い知識・技能を得るための研修を実施します。

(2) 特別支援教育を支えるしくみの充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1306	就学指導・進路指導の充実	教育相談や就学指導等を行い、適切な「学びの場」の提供に努めます。また、関係機関との連携を図り、一人一人のライフサイクルを見通した進路指導を行います。
1307	高砂市特別支援教育専門家チームの活用	高砂市特別支援教育専門家チーム委員を相談員として、保護者・園児児童生徒に対する教育相談を実施します。また、専門家チーム等を学校園に派遣し、子ども一人一人に応じた適切な教育的支援が行えるよう支援します。
1308	障がい加配教員、介助員、スクールアシスタントの配置	特別な支援を必要とする園児児童生徒に対する支援の充実を図るため、障がいの状況により、障がい加配教員、介助員、スクールアシスタントの配置を継続して行います。

基本施策④ 幼児期の教育の充実

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要です。幼児期の特性を踏まえ、健康・安全など生活に必要となる基本的な習慣や態度を養い、遊びを中心とした学びを通して、調和のとれた心身の育成を図ることが必要です。

そのため、集団生活や遊びを通して、健康な心と体、社会性を身に付けることができるよう、自然や芸術にふれる機会などにより情緒豊かな心を育みます。また、友だちとの関わりなどから、人と関わる力を身につけ、身近な出来事に興味・関心を持つことにより、意欲や探究心を高める教育を推進します。さらに、子ども一人一人の個性を大切にしながら、集団生活の中での自己抑制力、道徳性の芽生えを培い、生きる力の基礎を育む教育を推進します。

具体的施策と取組の方向性

(1) 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
1401	教育・保育内容の充実	子どもの心身の調和のとれた発達の基礎の育成、生活・学びの連続性を踏まえた幼児の一人一人の特性に応じた教育・保育内容の充実を図ります。
1402	家庭・地域との連携	積極的な情報の提供、地域の教育力の活用等を行い、保護者や地域の人々の理解や支援を得て、幼児が地域に見守られながら育つ環境づくりをめざします。
1403	子育て支援活動の推進	幼児期の教育相談や保護者同士の交流の機会、子育てに関する情報を提供し、家庭（保護者）の子育てを支援します。
1404	教職員の資質能力の向上	日々の教育・保育活動の点検評価や教職員研修等を行うことで、さらに質の高い幼児教育・保育の維持向上に努めます。
1405	教育・保育環境の充実	子どもが様々な人や自然と関わり、体験や経験ができる環境の充実に努め、防犯や事故予防のための安全対策、人的配置を推進します。

(2) 幼児期と児童期のつながりを意識した教育の推進

No.	取組の方向性	取組の考え方
1406	小学校教育との連携	幼児教育と小学校教育の目的の連続性、一貫性を踏まえたジョイントカリキュラムをもとに、教育・保育活動を展開・実践します。

重点テーマ2：学びと成長を支える学校・家庭・地域が連携した教育の推進

基本施策① 地域の教育力の向上

子どもの成長には、世代を超えた多くの人たちとのふれあいが大切であり、地域社会は子どもの成長に欠かせない場として重要です。

また、教育は学校・家庭・地域の相互の取組によって担い、子どもは社会全体で育まれることから、学校が教育目標を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、保護者や地域とともに子どもを育てていくという視点に立つことが重要です。

今後、家庭の役割や責任を明確にした連携を強化するとともに、地域と一体となって子どもを育む、地域とともにある学校への転換を進めます。また、学校・家庭・地域が地元企業と連携・協働し、世代を超えた交流活動を推進することを通じて地域の教育力の向上を図ります。

具体的施策と取組の方向性

(1) 「地域とともにある学校づくり」の推進

No.	取組の方向性	取組の考え方
2101	P T C A 活動 ²² の充実	各地区 P T A や地域が協力して、子どもの健全な育成をめざし、地域で子どもを育む様々な教育支援活動を行い、P T C A 活動の充実を図ります。
2102	学校評議員制度の充実	学校運営に保護者や地域住民などの意見を反映させ、地域とともにある学校づくりを推進していきます。
2103	学校評価による学校経営の充実	学校評価の実施により、園・学校経営の具体的な改善に取り組み、魅力ある園・学校の構築に向けた教育活動を行います。
2104	地元企業等との連携	地元企業等の人材、施設、技術を活用し、子どもたちに様々な学習の場を提供します。

²² P T C A 活動：家庭 (Parents)・学校 (Teacher)・地域 (Community) が相互扶助のパートナーシップ (Association) を形成した「三位一体型の学校、共に協力しあい、共に考え、共に育ち合う教育環境」をめざす活動。

基本施策② 家庭の教育力の向上

人口減少や少子化に伴う核家族化などを背景に、子育てや子どもの育ちを支える世代間の知識・知恵の伝承の機会が減少しています。そのことを踏まえ、子育て中の親に対して、家庭教育の大切さを啓発するとともに、家庭教育を学ぶ機会を提供するなど、家庭の教育力向上に向けた取組を推進することが必要です。

子育て世代に家庭教育の大切さを啓発するとともに、家庭教育の機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。

具体的施策と取組の方向性

(1) 家庭を応援するしくみづくりの推進

No.	取組の方向性	取組の考え方
2201	家庭教育に関する学習機会の提供	保護者が家庭教育に関する相談や学習を行う機会をつくり、家庭の教育力が向上するよう支援します。
2202	保育園、幼稚園、認定こども園における子育て支援	地域における幼児教育の拠点として子育て相談を実施し、保護者が子育てに対する不安や悩みを解消し子育てに充実感を持つことができるように、支援体制の強化と支援の充実を図ります。

(2) 子どもの基本的生活習慣の育成に向けた取組の推進

No.	取組の方向性	取組の考え方
2203	家庭学習等家庭での生活習慣の啓発	家庭における生活・学習習慣の重要性の啓発に継続して取り組みます。
2204	親子読書支援の推進	園・学校での「読み聞かせ活動」を継続して実施するとともに、家庭における親子読書の重要性を啓発します。

(3) 豊かな心を育む家庭教育の推進

No.	取組の方向性	取組の考え方
2205	地域と連携した道徳的实践	道徳授業を公開し、保護者や地域の人々とともに道徳教育を推進します。また、家庭や地域と連携して道徳的实践に取り組みます。
2206	家庭や地域と連携した人権教育の推進	園・学校での取組についての情報を家庭や地域に発信し、家庭や地域と連携・協力した人権教育を推進します。

(4) 就学支援の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
2207	就学援助	経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品等必要な費用の一部を援助し、就学を支援します。
2208	高等学校奨学金の支給	経済的理由により、修学が困難な高等学校等在学者に奨学金を支給し、修学の支援を行います。

基本施策③ 保護者・地域から信頼される学校づくり

これからの学校教育は、学校内に閉じずに、そのめざすところを社会と共有・連携しながら実現していくことが求められます。そのため、個々の課題に適切に対応しつつ、「社会に開かれた教育課程」の実現等による質の高い教育の提供に向け、学校の指導體制を整備していくことが必要です。

子どもが学ぶことの意義を実感し、必要な資質・能力を身につけられるよう、家庭や地域と協力した教育活動の一層の充実に努め、学校の教育力の向上を図ります。また、各学校において取り組む子どもの実態を踏まえた特色ある学校づくりを支援し、研究や研修の充実ににより、教職員の資質・能力の向上を図ります。

子どもが学校の登下校中を含め、事件・事故に遭わないよう、学校の教育環境の安全性を高めるとともに、地域全体で子どもの安全を確保する取組を推進します。

具体的施策と取組の方向性

(1) 学校の組織力の強化

No.	取組の方向性	取組の考え方
2301	開かれた学校づくりの推進	園・学校が計画的にオープンスクールを実施し、保護者や地域の人々等に教育活動を公開し、園・学校の魅力・特色等に関する情報を発信します。
2302	学校評議員制度の活用	園・学校運営に保護者や地域住民などの意見を反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進します。
2303	学校評価の活用	学校自己評価及び学校関係者評価を実施し、評価結果を活用して学校の運営改善に取り組みます。

(2) 教職員の資質と実践的指導力の向上

No.	取組の方向性	取組の考え方
2304	教職員のライフステージに応じた研修の充実	教職員のライフステージや能力、専門分野に応じた研修を実施し、「教育のプロ」としての専門性・実践力を高めます。
2305	教員財産の継承	ベテラン教員や退職教職員等の活用による教職員のサポートと教員財産の継承を行います。
2306	“不祥事〇”をめざす取組	体罰、セクハラ、飲酒運転、非違行為等の“不祥事〇”意識を高める研修をより充実します。

(3) 教職員のメンタルヘルスの保持と業務改善の推進

No.	取組の方向性	取組の考え方
2307	相談体制の充実	教職員が気軽に相談できる相談体制を充実させ、心の不健康に陥った教職員の早期発見・早期治療に努めます。
2308	研修の充実	研修を計画的に実施し、教職員のメンタルヘルスの保持・増進を図ります。また、県教育委員会と連携したメンタルヘルス相談員による校内研修の実施について積極的な活用を促します。
2309	高砂市学校業務改善プランに基づいた取組の推進	教職員の多忙化を解消して教育活動の充実を図ります。また、「定時退勤日」「ノー会議デー」などを確実に実施し、業務改善を推進して教職員のメンタルヘルス保持に努めます。

(4) 学校安全と危機管理体制の確立

No.	取組の方向性	取組の考え方
2310	危機管理意識の高揚	教職員の安全・安心に関する意識を高め、教職員全体で安全な園・学校づくりに取り組みます。 また、通学路の交通安全については、「高砂市通学路交通安全プログラム」に基づいて継続的に関係機関で点検を行います。
2311	防災・安全教育の充実	「学校安全計画」「防災計画(災害対応マニュアル)」「不審者侵入時の危機管理マニュアル」「学校危機対応ハンドブック」等を活用した防災・安全教育を推進します。また、教育活動全体の中で子どもたちの危険察知や危機回避の能力を育成する取組を実施します。
2312	関係機関との連携	青少年補導委員協議会、警察、東播少年サポートセンター等、地域や関係機関との連携を強化しながら、地域全体で子どもたちの安全確保のための取組を充実します。

(5) 学習環境の整備・充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
2313	学校施設の整備の推進	老朽化した学校施設の改修を計画的に推進し、長寿命化を図ります。
2314	学校図書への充実	小学校、中学校に導入した図書管理システムを活用し、図書の充実した整備を行い、子どもの読書意欲を高めます。
2315	教材備品の充実	「教材整備指針」に基づき、計画的に教材備品の充実に努めます。

重点テーマ3：豊かな学びを提供し未来につなぐ生涯教育の推進

基本施策① 生涯学習活動への支援

学びの中で自ら課題を見つけて、考える力や柔軟な思考力を養い、習得した知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力を備えることは、「生きる力」を育むことにつながります。さらに、市民一人一人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の教育力の向上に貢献するという「知の循環型社会」を構築することは、持続可能な社会の基盤として重要です。

地域全体の持続的な教育力の向上に向け、市民の様々な生涯学習活動を支援し、一人一人の学習成果を地域での活動推進や課題解決に生かすための仕組みづくりを進めます。

具体的施策と取組の方向性

(1) 社会教育施設の整備・運営

No.	取組の方向性	取組の考え方
3101	図書館の運営	「文化を育み学びを支える図書館」を基本理念に、子どもから大人まで読書に親しみ、学べる場として、また地域の情報を知り、ふるさと高砂の歴史・文化を継承する場として、市民が親しみやすく使いやすい運営を行います。
3102	教育センターの活用	「生石の郷」として、教育センター歴史民俗資料室及び隣接する体育施設とも連携し、充実した活動が図れるよう努めます。
3103	計画的な施設管理	大規模修繕は計画的に、小規模修繕は緊急性を優先して実施します。

(2) 人材の育成

No.	取組の方向性	取組の考え方
3104	社会貢献できる人材・団体の育成	各施設の学びを通じ、その成果を地域社会で生かせるよう環境づくりを支援し、意欲的に取り組む人材の育成を進めます。また、地域の歴史に関する講座の実施や伝統文化を学ぶ機会の充実を図り、歴史・文化を継承していく人材の育成に努めます。

(3) 学習内容の充実

No.	取組の方向性	取組の考え方
3105	ニーズに応じた学習内容の提供	社会情勢や生活に対応した学習内容を提供するとともに、市民や利用者の意見、要望を取り入れた学習機会の充実を図ります。
3106	価値の高い学習内容の提供	地域の課題に取り組む活動の場及び成果を発表する場を提供するとともに、その成果を地域で生かすための支援を行います。
3107	情報提供の推進	学習成果が日常生活や社会で適切に生かすことができるよう、必要な情報の収集と蓄積を行い、様々な媒体を活用した情報提供を行います。

基本施策② 芸術・文化の振興と支援、文化財の保存・活用・継承

優れた芸術・文化にふれあう機会を創出することで、多くの市民が芸術・文化に親しみ、日々の暮らしにゆとりや心の豊かさを実感できる環境づくりが重要です。

市内の自然・風土・歴史・文化的遺産を貴重な学習資源と位置づけ、学校の体験学習や生涯学習など、幅広い教育活動に活用します。

また、伝統文化や文化財等の保存、有効的な活用、継承とともに、様々な歴史的資源の継承に向けた後継者の育成をはじめ、市民の文化行事等への積極的な参加や子どもたちへの体験機会を充実します。

具体的施策と取組の方向性

(1) 個性ある地域づくりの推進

No.	取組の方向性	取組の考え方
3201	文化活動が行える環境作り	文化を感受し、創造する主役は市民であることから、市民が主体的に、多様な文化活動を行える環境づくりに努めます。
3202	文化を担う人材の育成、活用	伝統文化をはじめ、様々な文化活動の指導者や専門的知識を持ったボランティア、地域における活動を支援するコーディネーターなどを育成し、その知識や経験、技術を活用する仕組みをつくりまします。
3203	地域の歴史や伝統文化を学ぶ機会の充実	市民が地域の歴史や伝統文化に触れ、身近なものとして親しむ機会をつくり、文化を学び育てる取組を推進し、ふるさとの文化を愛し誇りに思う心を育みます。

(2) 文化財保護の推進と活用

No.	取組の方向性	取組の考え方
3204	遺跡の保護	埋蔵文化財保護のために、開発や工事計画に先立ち、文化財保護法に基づいた発掘調査を実施します。また、重要な遺跡については、保存と活用を図るための調査を実施し、文化財の保護を推進します。
3205	文化財の保存及び活用	文化財や歴史文化資源の保存と活用を図るため、将来の担い手を育成し、地域社会全体で継承できるように、体験活動や講演会、国史跡の整備や文化財建造物の公開など「歴史文化基本構想」に基づいて計画的に普及、啓発に努めます。

(3) 文化芸術活動の推進

No.	取組の方向性	取組の考え方
3206	市民団体や文化活動への支援	活動や展示・発表の場の紹介をするなど、文化活動を行う団体等の支援を行います。
3207	他市との交流	他の地域との文化活動の交流を通して、多様な文化や新しい文化などを取り入れ、市の文化活動を広げ、深めます。
3208	文化情報の収集、発信	イベント情報や文化団体の活動情報等の収集に努めるとともに、広報誌をはじめ様々な媒体を活用し、情報提供する仕組みを整えます。

(4) 文化芸術施設の整備

No.	取組の方向性	取組の考え方
3209	施設整備	市民の文化活動の支援を図るため、文化施設の計画的な修繕や整備に努めます。

基本施策③ 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動への支援

国では、平成29年(2017年)3月に策定した「第2期スポーツ基本計画」において、「一億総スポーツ社会」の実現をめざしています。また、地方自治体に対しては、市民やスポーツ団体等によるスポーツ活動を支援するため、地域の特性に応じたスポーツ施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた活力ある社会づくりに取り組むことを求めています。

市民の誰もが身近な場所でスポーツに親しむことができる環境の充実を図るため、地域や関係団体等との連携・協働により、各種スポーツ・レクリエーションを実施するとともに、市民の自主的な活動への支援と促進を図ります。

具体的施策と取組の方向性

(1) 生涯スポーツの推進

No.	取組の方向性	取組の考え方
3301	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	「高砂市スポーツ推進計画」の基本理念である「すべての市民が生涯にわたってスポーツを楽しめるまち高砂」の実現に向け、市民一人一人がスポーツに親しみ、楽しむことのできる社会をめざします。
3302	スポーツ環境の充実	既存施設の有効活用を基本として、老朽化した施設・設備の計画的な改修に努めるほか、多様な人が施設を利用するという観点に立って施設の整備に努めます。
3303	スポーツによる地域の活性化	地域スポーツ活動を通して、地域の絆や結びつきを再発見する等、市民がスポーツを楽しみながら、「地域」や「まち」が元気になるような取組を行います。

第4章 計画の推進

1. 計画の推進

次代を担う子どもたちを育み、市民一人一人が生涯にわたる学びを実践するためには、地域社会全体で学びを支えていくことが重要です。そのため、本計画の推進においては、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協働しながら高砂市の教育施策の一層の充実を図ります。

また、近年の教育を取り巻く環境は複雑化・多様化し、多分野にわたる連携が重要となることから、国・県との調整や協調を図りながら、効率的・効果的な事業の推進を図ります。

2. PDCAサイクルによる計画の進行管理

本計画に掲げる施策を効果的かつ着実に実行するために、PDCAサイクル(Plan(計画)—Do(実行)—Check(点検・評価)—Action(改善))により進行管理を行います。

この進捗状況については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく教育委員会の事務事業の点検評価を用いて、評価・検証を行い、より効率的・効果的な施策を推進していくこととします。